

入院食事療養費の負担額変更について

健康保険法等の改定により令和7年4月1日より入院食事療養費の負担額が変更となります。

入院食事療養費標準負担額			
所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月以降
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食 490円	1食 510円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食 230円	1食 240円
	低所得Ⅰ	1食 110円	1食 110円

※低所得Ⅰの方は負担額の変更はありません。
ご不明な点は医事課までお問い合わせください。